

西東京市分別収集計画

(第9期)

令和元年6月
西東京市

西東京市分別収集計画(第9期)

目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
(法第8条第2項第1号)	
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項	2
(法第8条第2項第2号)	
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器	4
包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合	5
物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合	6
物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法	
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
(法第8条第2項第5号)	
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
(法第8条第2項第6号)	
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6
(法第8条第2項第7号)	

西東京市分別収集計画（第9期）

令和元年6月1日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市が搬入している最終処分場は残余容量に限りがあり、次の候補地のめどがつかないという厳しい状況にある。

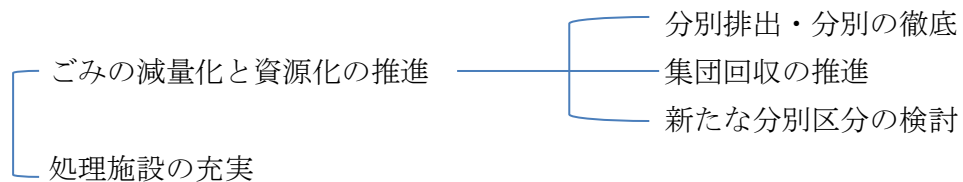
本計画は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガス資源の削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものとする。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たり、基本的方向を次に示すものとする。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 分別の徹底と集団回収によるリサイクル意識の向上等、環境に負荷を与えない取組



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象

とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	6,524 t	6,518 t	6,512 t	6,506 t	6,500 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別の実施に当たり、市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握し、当市の廃棄物減量等推進員によるリサイクル活動等を推進する。

○ 資源物の戸別収集

・平成31年度10月からを目途に家庭ごみの分別減量と資源化促進、高齢化の進展に伴う排出困難者対策等の市民サービスの向上や、置きカゴによる事故防止等に向けて、資源物の戸別収集を実施する。

○ 学校における環境学習

・環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進する。また、今後は新たな食品ロスについての教育を推進し、ごみの減量を図る。

○ 学習機会の充実

・市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために環境フェスティバル等のイベント活動を通じて、ごみ減量や資源化の手法等の周知をする。

○ 情報の提供

・市民及び事業者に率先して発生抑制、資源化の行動を起こしてもらえるように循環型社会を形成するための取組に関する情報を広報紙、ホームページ、説明会等を活用して提供する。

○ 地域における活動の活性化

・地域の市民団体、NPO、自治会等の活動を踏まえた行動の推進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにする。また、地域コミュニティにおける人と人の結びつきを強め、単身者や外国人も含めた地域活動や排出ルールの遵守を促進する。

○ エコプラザ西東京における事業の周知及び活用

・エコプラザ西東京において実施している、家具等の再生、りさいくる市、各種講

座等の事業の周知・活用を図る。また、市民及び市民団体等の環境学習、活動拠点としての利用を促進する。市民主体の不用品交換システム等、市民のアイデアを生かした試行的な活動の場としての利用を図る。

- 事業者向け排出マニュアルの作成
 - ・事業系可燃ごみの発生抑制・減量・資源化を推進するために、事業者向けの排出マニュアルの作成をし、ごみの排出方法等の周知を行う。
- 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
 - ・民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進する。
- リユース食器の利用・普及
 - ・マイカップ、マイ箸及びマイ容器の利用を推進する。イベントなどにおけるリユース食器の利用を普及する。
- グリーン購入の推進
 - ・再生品等の供給面の取組に加えて需要面からの取組が重要であることから、市は率先して環境に配慮した物品等の調達を推進するとともに、環境に配慮した物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図る。
- エコ・クッキングの励行の啓発
 - ・料理の際に発生する残飯などの発生を抑制するため、食材を無駄なく使うエコ・クッキングの方法について講習会などを開催し啓発に努める。
- 生ごみの堆肥の還元モデルの検討
 - ・生ごみ回収をして堆肥化したものを市民や公園管理などに還元し、緑化対策等の検証を行う。
- 集合住宅管理者等への指導
 - ・集合住宅等に関しては、ごみの分別や排出ルールが守られていないケースがあり、集合住宅等の管理者及び所有者に対し、集合住宅から発生する廃棄物の管理徹底を行う。また、管理者による集積所の適正な管理体制を図るために、優良排出管理者認定制度を活用し、管理体制を整える。
- 家庭ごみの処理有料化の分析
 - ・ごみ有料化実施後のごみの排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析・検証し、必要に応じ制度の見直しを行う。
- エコショップ認定制度の検討
 - ・過剰包装の抑制、資源物の店頭回収等、ごみ発生抑制・資源化に取り組む店舗をエコショップとして認定することで、地域における取り組みの活性化を図るため、エコショップ認定制度の導入を検討する。
- インセンティブによる発生抑制・資源化
 - ・ごみの発生抑制や資源化の取組による一定の成果に対して表彰するなどインセンティブ効果が期待できるシステムの構築について調査・研究する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、西東京市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 其他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	196 t		194 t		192 t		190 t		188 t	
主としてアルミ製の容器	300 t		297 t		294 t		291 t		288 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	692 t		691 t		690 t		689 t		688 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0 t	692 t	0 t	691 t	0 t	690 t	0 t	689 t	0 t	688 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	371 t		371 t		371 t		371 t		371 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0 t	371 t	0 t	371 t	0 t	371 t	0 t	371 t	0 t	371 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	369 t		369 t		369 t		369 t		369 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0 t	369 t	0 t	369 t	0 t	369 t	0 t	369 t	0 t	369 t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
主として段ボール製の容器	1,579 t		1,579 t		1,579 t		1,579 t		1,579 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	701 t		701 t		701 t		701 t		701 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0 t	701 t	0 t	701 t	0 t	701 t	0 t	701 t	0 t	701 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2,316 t		2,316 t		2,316 t		2,316 t		2,316 t	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	2,316 t	0 t	2,316 t	0 t	2,316 t	0 t	2,316 t	0 t	2,316 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込については、平成29年3月策定の「西東京市一般廃棄物処理基本計画」を参考にした。

この基本計画の将来ごみ量推計は、西東京市一般廃棄物処理基本計画を基にした。なお、同計画にない推計値については、最終推計値がその後も継続するものとして設定した。

将来人口推計は「西東京市人口推計調査報告書」を基にした。

これにより、将来人口推計については、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
202,399人	202,436人	202,532人	202,304人	202,058人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
0.00%	0.02%	0.05%	△0.11%	△0.12%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うが、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装については、民間委託により行っている。

なお、自治会や市民団体による集団回収については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、ペットボトル・缶・ガラスびんについては、清瀬市・東久留米市・西東京市で構成する一部事務組合「柳泉園組合」のリサイクルセンターで選別・圧縮・保管を行っている。

段ボール、飲料用紙パックについては、民間事業共同組合に委託し、選別・圧縮・処理を行っている。

ペットボトル以外のプラスチック製容器包装については、清瀬市・東久留米市・西東京市の3市の共同歩調を基調としながら民間業者に委託し、選別・圧縮・梱包・貯留を行っている。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

・容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者の意見や要望を反映できるような推進体制等を整備する。

・自治会や市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付を行う。

・毎年度、分別収集計画掲載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。